

高松市電子黒板貸借業務仕様書

本仕様書は、高松市電子黒板賃貸借業務について記載する。

第一項（業務概要）

本仕様書は、「高松市電子黒板賃貸借業務」において導入する機器の調達、賃貸借及び保守に関するものである。

第二項（賃貸借に関する条件等）

導入機器については、賃貸借契約（機器導入、保守等すべての費用を含む。）とする。なお、受託者が賃貸借契約を直接締結できない場合、受託者は本市の入札参加資格を有し、信頼性、実績ともに優良であると認められる賃貸借会社を選定し、賃貸借業者を明記した「賃貸借会社指名届」を提出し、本市、受託者及び賃貸借会社の三者において契約を締結するものとする。

また、受託者は、本業務の実施で知り得た機密情報及び個人情報を他に開示したり、漏えいしてはならない。これは契約終了後も同様とする。

（1）契約期間

契約締結時から令和14年1月31日までとする。

（2）賃貸借期間

令和9年2月1日から令和14年1月31日までとする。（60ヶ月）

支払条件は、令和9年2月1日から令和14年1月31日までを毎月完了払いとする。

（3）賃貸借契約満了時の取扱い

受託者と直接賃貸借契約できない場合においては、導入する機器の所有権は、原則賃貸借会社に帰属する。ただし、契約期間満了後は、本市に譲渡扱いとし、返還を求めないこととする。

第三項（導入機器）

（1）導入機器及び数量は、以下のとおりとする。

導入機器	数量
電子黒板	359台
ディスプレイスタンド	359台
機器収納ボックス	359台
書画カメラ（実物投影機）	359台
HDMI ケーブル	359本
USB Type-C ケーブル	359本
電源タップ	359個

(2) 納入場所については、別表1のとおりとする。

ただし、内訳（各学校等の納入台数）は、現時点の予定であるため、契約時に変更することがある。

(3) 導入機器の仕様条件については、別表2のとおりとする。

第四項（導入要件）

機器の搬入、設置作業等の実施にあたっては、本市と協議し、指示に従うこと。作業過程において、機器等の損失、損傷等の事故が発生した場合は、天災その他の不可抗力による場合を除き、すべて受託者が責任を持って弁償するものとする。

(1) 機器搬入・設置・設定

(ア)別表1の各学校において令和9年2月1日から使用が可能となるよう、令和9年1月31日までに各学校に搬入・設置及び設定を完了すること。

(イ)受託者は、搬入・設置・設定等について、事前に本市と協議し、承認を得て、作業日、作業内容を各学校に3日前（土日祝日を除く）に通知し、指示に従い搬入・設置・設定すること。

(ウ)機器等の搬入・設置・設定にあたっては、平日9:00~16:30に実施することとするが、詳細は各学校との協議後決定する。なお、学校業務に影響を及ぼさないよう留意し、事故のないよう行うこと。また、作業費等の追加は生じないこと。

(エ)本業務において発生する廃棄物は、廃棄物処理及び清掃に関する法令に従い、責任を持って処置すること。

(オ)作業を行う場合は、ネーム等の身分を証明できるものを必ず着用すること。

(カ)作業者は進捗状況や作業内容を適宜、本市に報告するものとする。

第五項（保守条件）

保守は、稼働開始から賃貸借期間満了までとし、保守に係る経費は賃借料に含むものとする。

(1) ハード障害に対応できる保守拠点が高松市内にあり、迅速な対応が可能な保守体制を整えておくこと。

(2) 保守の対応範囲は本市の過失によるものを除くハード障害とする。

(3) 保守に係る費用（部品料、技術料、出張料等）は、全て受託者の負担とする。

(4) 受託者は、導入機器について賃貸借期間の保守部品について供給を保証すること。

(5) 賃貸借期間中にハードウェア修正モジュールが製造元より提供された場合は、速やかに対応すること。

(6) 賃貸借契約締結後から賃貸借開始までの期間に機器修繕が生じた場合、受託者の責

任において保守を行うこと。

- (7) 機器保守対応後、報告書（メンテナンスレポート、サービスレポート等）を本市に提出すること。なお、保守履歴（日時、障害内容、場所等）を記録しておき、本市からの情報提供依頼があった場合には、保守履歴を提供すること。
- (8) 保守対象に含めることができない部品等がある場合、事前に本市に報告し、了解を得ること。
- (9) 保守対応は、月曜日から金曜日 午前9時から午後5時までとする。
ただし、祝日及びあらかじめ本市と合意した休業日を除く。
- (10) 賃貸借期間中の各年度において、10台程度の学校間の機器移設を見込むこと。
- (11) 契約開始後、ハード障害について本市側より保守依頼を行った場合、以下に示す時間内に保守作業訪問日時を設置場所の担当者と調整し、迅速に機器を現地に於て復旧する措置を行うこと。その後、総合教育センター設置分を障害のあった場所へ設置すると判断した場合は、動作可能な状態を設定し、機器復旧までに設置する作業を行うこと。

納入場所	訪問日時の通知	機器復旧	提示時間内に復旧不可能な場合の処置
別表1のとおり	半日以内	2日以内（土日祝日除く）	保守業者が予備機設置

第六項（完成図書）

作業完了において、機器情報一覧やライセンス証明等の一式を整理し納品するとともに、受託者が作成した資料等については、電子媒体でも納入すること。